

科目別 択一 プラクティス

基本テキストを通読しただけでは理解しにくい箇所や、わかっているつもりになっているがしっかりと理解できていないことが多い箇所について、毎月1科目、五肢択一式問題演習の形式で詳しく解説します。さらに重要なポイントは動画で解説！

第2回／全8回



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)

労働者災害補償保険法

〔問 1〕 労働者災害補償保険法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働者の負傷が業務上の負傷とされるためには、業務起因性が認められなければならないが、業務起因性が成立するためには、その前提として、業務遂行性が認められなければならない。
- B 始業前に業務で使用する機械器具の整備を行っている際に負傷した場合、業務上の負傷に該当する。
- C 出張を命じられた労働者が住居と出張先との途上で負傷した場合、業務上の負傷に該当する。
- D 労働者が業務上疾病にかかった場合においては療養補償給付が行われるが、業務上の疾病の範囲は、労働者災害補償保険法施行規則で定められている。
- E 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血は、業務上の疾病に該当する。

■ 詳細レクチャー ■

Outline

「業務災害」が認められるためには、労働者の仕事と発生事故との関係において「業務遂行性」と「業務起因性」がなければならない。
(1) 業務遂行性 労働者が、労働契約を根拠とする事業主の指揮命令に基づき行動していた間に起こったできごと（アクシデント）であったかということ。
(2) 業務起因性 「業務遂行性」があることを前提として、その業務に就いていたならば起こり得るであろう傷病が、現実には起こってしまったということ。

(1) 業務上の負傷

◆原則的な認定の可否基準（OKは認められる、NGは認められない）

作業中	作業中に発生した大部分の事故がOK (業務離脱中、担当業務外の行為に従事中に発生した場合はNG)
合理的行為中	労働者の担当業務行為ではないが、単なる私的行為ともいえない性質の行為は、それが事業主の特命（特別の指揮命令）による場合は、その行為自体は担当業務行為としてOK
作業の中断中	生理的行為又は反射的行為によって、一時的に業務行為から離れ、作業が中断される場合であっても、業務に付随する行為としてOK
準備後始末行為中	一連の過程は、業務行為に通常又は当然に附随するものとして、業務行為の延長としてOK ○ 準備行為：始業前の行為、機械器具の整備等 ○ 後始末行為：終業後の機械器具の整備、洗面、手洗、更衣等
緊急業務中	事業主の命による場合はもちろん、事業主の命を待たなくても、当該事業の労働者として行われるべきものである限りOK (突発事故、天災地変等に臨んで同僚労働者の救護、事業施設の防護等当該事業の労働者として行われるべき諸活動)
休憩中	事業場施設又はその管理に起因することが被災労働者によって証明されない限りNG
施設利用中	「休憩中」と同じ
出張中	「出張」とは、一般に事業主の包括的又は個別的な命令により、特定の用務を果たすために、通常の勤務地を離れて用務地へ赴き、用務を果たして戻るまでの一連の過程を含むものであり、過程全般について事業主の支配下にあるためOK（住居と出張先との途上は通勤ではなく、業務行為とされる）